（様式第４号）

□不利益処分の審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部課室等名 | | 公平委員会 |
| 不利益処分名 | | 職員団体の登録の効力の停止又は登録の取消し |
| 根拠法令 | | 地方公務員法 |
| 根拠条項 | | 第53条第6項 |
| 連絡先 | | （電話621-5378） |
| 処分基準 | 基準 | 別紙のとおり |
| 参考事項 | 新版　逐条地方公務員法〈第１次改訂版〉 著者　橋本　勇 出版　学陽書房 |
| 設定等年月日 | 平成26年8月1日設定（　　　　年　　月　　日最終変更） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処分基準 | 基準 | ○　地方公務員法　第53条第6項  登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき，登録を受けた職員団体について第2項から第4項までの規定に適合しない事実があつたとき，又は登録を受けた職員団体が第9項の規定による届出をしなかつたときは，人事委員会又は公平委員会は，条例で定めるところにより，60日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し，又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。  １　「登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき」とは，職員団体が主たる目的を勤務条件の維持改善以外のものに変更したとき，管理職員等と一般職員とが混在することとなったとき，連合体である職員団体に労働組合が加入してきたときなどである。  ２　「登録を受けた職員団体について第２項から第４項までの規定に適合しない事実があつたとき」とは，職員団体の規約が変更され，違法な行為を目的として掲げるようになったとき，役員の選挙その他の重要な行為が所定の過半数を得ないで行われたとき，非職員が構成員となったとき，連合体である職員団体に他の地方公共団体の職員団体が加入したときなどである。  ３　「登録を受けた職員団体が第９項の規定による届出をしなかつたとき」とは，たとえば，組合大会で規約改正の議決がなされたにもかかわらず届出がなかったとき，従たる事務所を新設したのに届出がなかったときなどである。  【参考条文】  ○　地方公務員法　第53条  ２　前項に規定する職員団体の規約には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。  (1)　名称  (2)　目的及び業務  (3)　主たる事務所の所在地  (4)　構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定  (5)　理事その他の役員に関する規定  (6)　第３項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定  (7)　経費及び会計に関する規定  (8)　他の職員団体との連合に関する規定  (9)　規約の変更に関する規定  (10) 解散に関する規定  ３　職員団体が登録される資格を有し，及び引き続き登録されているためには，規約の作成又は変更，役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が，すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については，投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め，且つ，現実に，その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し，連合体である職員団体にあつては，すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し，すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員の選挙については，投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め，且つ，現実に，その手続により決定されることをもつて足りるものとする。  ４　前項に定めるもののほか，職員団体が登録される資格を有し，及び引き続き登録されているためには，当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第５項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし，同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され，若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け，当該処分を受けた日の翌日から起算して１年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし，若しくは訴えを提起し，これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること，及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。  ５～８　【略】  ９　登録を受けた職員団体は，その規約又は第１項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは，条例で定めるところにより，人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。この場合においては，第５項の規定を準用する。 |